

島根建連主催「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業の業務に係る特別教育」

開催要項

令和元年2月1日より「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）」に従事するためには、特別教育の受講が必要となりましたので、以下のとおり島根建連主催による標記特別教育を開催します。

1. 受講資格

島根建連組合員の方を優先的に受付します。ただし、定員に満たない場合には、組合員以外の方の受講も認めます。

2. 開催要件

受講申込者が20名未満の場合は開催を中止とします。中止の判断については、令和4年4月4日（月）時点の申込み状況をみて決定します。

3. 開催日時及び時間割

令和4年4月24日（日）9：00～16：45

項目	科目	時間（予定）
受付	受付	08:30～
学科	作業に関する知識	09:00～10:00（60分）
	労働災害防止に関する知識	10:10～11:10（60分）
	墜落制止用器具に関する知識	11:20～12:00（40分）
	昼休憩	12:00～13:00（60分）
	墜落制止用器具に関する知識	13:00～14:20（80分）
	関係法令	14:30～15:00（30分）
実技	墜落制止用器具の使用方法等	15:15～16:45（90分）

※昼食は昼食休憩時（60分間）に各自でお済ませください（弁当持参可）。

※資格等により受講科目の一部免除が設けられていますが、島根建連としては組合員の皆様の再教育の場として開催しますので、このたび特別教育に参加者される方は全科目受講となります。

※コロナ対策のため講義約1時間につき10分程度休憩を取ります（換気等）。終了時間が通常より若干延長しております。ご理解とご協力をお願いします。

4. 開催場所

「島根中央地域職業訓練センター」（学科：2階視聴覚室、実技：1階実習室）

大田市大田町大田イ309-2 電話0854-82-9666

※受付は8時30分から開始します。学科開始5分前までにはご着席ください。

5. 募集定員

30名（ただし、申込者20名未満の場合は開催中止）

※組合員を優先的に受け付けます。予めご了承ください。

※コロナ禍の中での開催のため、施設使用定員が設定されています。募集定員に達した時点で受付は終了します。

6. 受講申込

- (1) 別紙「申込書」に必要事項をご記入のうえ、令和4年4月4日(月)正午までに所属組合へお申し込みください(組合は4月4日15時までに建連へ届くようご提出ください)。
- (2) 定員に達し次第受付は終了しますので、組合職員の方は提出時期をご注意ください。
- (3) 申込み状況により受付期限を延長する場合があります。島根建連ホームページまたは所属組合でご確認ください。

7. 受講票の発行

- (1) 令和4年4月4日(月)時点の申込み状況により、開催する場合は受講票を作成し所属組合へ郵送します(ただし、4月4日までに開催要件を満たした場合は期日を待たずに受講票を発行します)。
- (2) 開催中止の場合は、島根建連ホームページまたは所属組合に中止連絡をしますのでご確認ください。その際、ご提出いただいた書類は島根建連で破棄します。

8. 受講料

- (1) 島根建連組合員は6,000円(税込、テキスト代含む)です。
- (2) その他の方は8,000円(税込、テキスト代含む)です。
- (3) 受講料は事前振込み(振込手数料個人負担)でお願いします。受講票が届きましたら、記載された振込締切日までに指定口座へご入金ください。
- (4) 令和4年4月4日(月)15時以降のキャンセルについての受講料は返金いたしません。予めご了承ください。ただし、その際、テキストは購入済ですので後日郵送します。なお、上記期日までのキャンセルは受付しますが、受講料の返金は講習終了後となり、所属組合へ返金します。

9. 修了証の交付

- (1) 受講修了者には所定の「修了証」を交付します。
- (2) 修了証は講習終了後、受講者にお渡しします。

10. 持参品

- (1) 受講票(受付で提示、修了証と引き換え)
- (2) 筆記用具(筆記具、消しゴム等)
- (3) 実技の際は、作業服等実習可能な服装とし、保護帽(ヘルメット)、胴ベルト型墜落制止用器具、作業用手袋の準備をお願いします。フルハーネス型墜落制止用器具をご準備可能な方はご持参ください。
- (4) マスク着用(コロナ対策、マスクを着用されない場合は受講できません)

11. 建設事業主等に対する助成金のお知らせ

- (1) 厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度(人材開発支援助成金)が設けられています。このたびの講習(特別教育)は要件を満たせば助成が受けられます。詳しくは、労働局または厚生労働省のホームページをご覧ください。
- (2) 上記助成金の支給申請書類は技能実習が終了した日の翌日から起算して2ヵ月以内の提出となっております。ご注意ください。
- (3) 申請書の受講証明欄は「(一社)島根県建築組合連合会」が証明します。労働局に提出する前に申請書を島根建連まで郵送してください。証明印を押印後、申請書をご返送します。

12. 主催

(一社)島根県建築組合連合会 社会保障対策部

※組合員の方の問い合わせは所属組合へお願いします。

フルハーネス型墜落制止用器具使用作業
の業務に係る特別教育受講申込書

開催日時	令和4年4月24日(日)	受講申込	4/4(月)正午迄
開催場所	「島根中央地域職業訓練センター」 大田市大田町大田イ309-2 TEL:0854-82-9666		

所属組合名	(非組合員は記入不要)		組合員
			非組合員
ふりがな			
受講者氏名			
生年月日	昭和	年	月 日
	平成		
現住所	〒		
	電話番号	()	
	FAX番号	()	
備考			

申込書記入にあたっての注意事項

1. 本申込書に記載する氏名、生年月日、現住所等の各項目は誤りのないよう正確にご記入ください。
2. 本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
3. 講習開催の場合は受講者に受講票を発行します。非組合員の方で現住所以外の送付先(事業所等)を希望する場合は備考欄へご記入ください(組合員は所属組合へ送付)。受講料は受講票到着後、期日までに指定口座へのお振込みとなります。予めご了承ください。